

平成 26 年度第 3 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 26 年 11 月 17 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分 日野市役所 5 階 507 会議室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委員 濱中 大輔（税理士 星野・濱中会計事務所）	
欠席委員	委員 山下 太郎（弁護士 日野市民法律事務所）	
議事次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 審議事項</p> <p>（1）抽出案件について（平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの総務課契約締結分）</p> <p>3. その他</p> <p>（1）特命随意契約の理由の妥当性について</p> <p>4. 閉会</p>	
	<b>質問・意見</b>	<b>回答</b>
	<p>2（1）抽出案件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出方法等の説明を事務局に求める。</li> </ul> <p>○印刷について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域かわら版印刷」のくじ引きの方法について、事前にくじ引き方法等を周知したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の審査対象期間は、平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までとなっています。</li> <li>この間に総務課で契約締結した案件の総数は 151 件です。前年度同時期と比較すると大幅な減となっていますが、一昨年度と比較すると同数のため、昨年度が多かったのではと考えられます。</li> <li>・本件は、日野市民に地域の良いところを周知するとともに、団体同士などの連携を深める材料として、中学校区ごとに内容の異なる地域かわら版を印刷する業務です。</li> <li>・2 者が最低価格を提示してきたため、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きを行いました。基本的には全者に参加をお願いしていますが、1 者はくじ引き</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「設定した時刻に来られないのであれば、抽選に参加する資格は無いのではないか」「抽選に参加する全者が設定時刻に来られない場合の市の対応は」という質問にはどのように答えたのか。</li> <li>・全者参加できない場合に、日程を再設定するのはなぜか。</li> <li>・そうであると、くじ引きに参加した業者のみに、透明性の確保の責務を負わせるということになり、1者のみの参加の場合、不公平になるのでは？参加できない業者があるときは、行政でくじ引きを行うのが良いのではないか。現行のやり方では、参加した業者、参加できなかった業者両方に不公平感が残るのではないか。</li> </ul> <p>○委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄町三丁目市有地整備業務委託（日野市</li> </ul>	<p>の設定時刻には来ることができないと連絡があり、職員が代理でくじを引くことを伝えました。よって、業者1者と代理の職員1名、そして立会いとして契約担当職員1名でくじ引きを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理が可能というくじ引きの方法等については、窓口に来ていただいた業者には事前に周知は行っていません。</li> <li>・1つめの質問については、地方自治法施行令の規定（くじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする）により、失格にはならないと答えました。</li> <li>・2つめの質問については、通常であれば日程を再設定すると答えました。</li> <li>・市職員のみで、抽選を行うことは自治法施行令上問題ないと考えるが、契約事務の透明性や公平性の観点から疑問があるため、本市では行っていません。</li> <li>・くじ引きに参加した業者のみに、透明性の確保の責務を負わせるという意図はありませんが、ご指摘のとおり、現行の方法であると、参加できない業者がいる場合に、不公平感が残ります。他市の状況も踏まえながら、業者が市役所に来なくてもくじ引きに参加できる方法を検討していきたいと思えます。</li> </ul> <p>・本件は、市有地のコンクリートを撤去し、</p>
---	---

<p>栄町三丁目15番57)について、電子入札を行えるようにシステム改修を行ったほうがよいのではないか</p> <p>・本件は、内容的にそもそも委託ではなく工事で行うべきだったのでは。</p> <p>○原材料について</p> <p>・「特殊常温合材エムコール」について、指名業者にメーカーが含まれているとのことであるが、今後は適切に対応してもらいたい。</p>	<p>更地にする業務です。委託ですが、工事に登録のある業者を指名して入札を行うため、電子入札システムでは、執行できずに、紙入札により行ったもので、本件はまれなケースです。また、システムは、都内の市区町村が共同で利用しているものであるため、レアケースに対するシステム改修までは想定していません。</p> <p>・予算を組む際に検討する必要はあったと思います。</p> <p>・本件は、道路舗装用材料の購入です。エムコールの競争見積合せにおいて、業者から同等品の申請がありその内容を確認する手続きの中で、指名業者にメーカーが含まれていることが判明したものです。</p> <p>・結果的に、同等品は認めずに製品指定として、見積合せを実施しました。</p> <p>・製品指定の場合、メーカーと小売店が競争することは公平性の観点から望ましくないため、今後は、同等品可能の場合はメーカー同士の競争、製品指定の場合は、メーカーを指名せずに行います。</p>
<p>3 特命随意契約の理由の妥当性について</p> <p>・本日、山下委員が急きょ欠席のため、次回3名そろった時に議論したほうが良いと思うがいかがでしょうか。</p>	<p>・事務局としては、問題ありません。</p>